

平成二年四月二十四日受領
答弁 第四号

内閣衆質一一八第四号

平成二年四月二十四日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 櫻内 義雄 殿

衆議院議員佐藤祐弘君提出タクシ―運転手の労働条件の改善等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤祐弘君提出タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

ハイヤー・タクシー運転者については、適切な労働時間管理が行われにくいこと等の理由により労働時間が長い等労働条件の改善が遅れている実態にあるため、政府としては、従来から適切な労働時間管理等の確保のための監督指導の実施によりハイヤー・タクシー運転者の労働条件の改善に努めてきたところである。

また、平成元年二月には、関係労使が参加する中央労働基準審議会における検討を踏まえ、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第七号。以下「改善基準」という。）を定め、その対策の一層の強化を図ったところである。

一の(二)について

政府としては、従来からハイヤー・タクシー事業者に対し監督指導を実施することにより、関係法令及び改善基準の遵守徹底に努めてきており、法令違反が認められた事業者に対しては、厳正な措置を講じてきているところである。

二について

ハイヤー・タクシー事業については、現在週四十六時間労働制の適用猶予措置の対象事業となっているが、平成三年三月三十一日に猶予措置の期限が到来することを踏まえ、週四十六時間労働制への移行について周知徹底を図っているところである。

三及び四について

ハイヤー・タクシー運転者の賃金を他産業労働者のそれと厳密に比較することは困難であるが、労働省が実施している賃金構造基本統計調査によれば、ハイヤー・タクシー運転者の賃金

の平均値は、全産業労働者のそれを下回っている傾向にある。

政府としては、健全なハイヤー・タクシー事業の確立について引き続き努力してきているところであり、今後とも労働条件の改善について事業者を指導してまいりたい。